

**「今後の高齢者福祉施策のあり方」
に関する審議結果報告書**

**平成 16 年 11 月
石狩市社会福祉審議会
高齢者福祉専門部会**

「今後の高齢者福祉施策のあり方」 に関する審議結果報告書

平成 16 年 11 月 26 日
石狩市社会福祉審議会
高齢者福祉専門部会

基本的な考え方

近年、高齢者の姿は、従来のように「健康面でも経済面でも恵まれない」といった、所謂「社会的弱者」として捉えることは適当でないことが指摘されている。そのような旧来の「高齢者像」を見直して「高齢者の自立と多様な生活様式を確立する」ことの必要性が強く求められてきている。また、一方では、今日の国、地方財政が極めて厳しい状況にあって、福祉サービスそのものも持続的かつ安定的に維持できるサービスの選択が必要であり、また、利用者の持つ能力に応じたサービスの提供が必要となってきた。

このようなことから、本部会において、附託された 10 事業のあり方（見直し）については、旧来の「高齢者像」（社会的弱者）にとらわれなく、「負担の公平性」と「持続的かつ安定的なサービス提供の確保」という点に着目し、利用ニーズや社会経済情勢に的確に対応する効率的かつ効果的なサービスを提供するために必要な見直しについて審議を進めてきた。

その審議の結果、次のとおり見直しの方向について報告する。

見直しの方向（案）

（以下、平成 16 年 7 月 30 日開催第 3 回及び平成 16 年 10 月 6 日開催第 4 回の本部会審議順番による）

1 在宅生活支援サービス（除雪サービス・緊急通報サービス・訪問サービス）

一人暮らし高齢者等の在宅生活を支援する「除雪・訪問・緊急通報」の各サービスは、少子高齢社会での家族形態から、日常的な不安解消や除雪労力の軽減など、必要なサービスとして提供されているが、今日的な高齢者の社会的イメージにおいて、比較的元気な高齢者を介護の必要性のある要介護高齢者と同様に高齢者の概念の基準である 65 歳以上という年齢枠だけで対象としている状況を、これからの福祉施策として相応しいものなのかどうかを審議した。

本市の本年 4 月 1 日現在の 65 歳以上高齢人口は 9,174 人で、高齢化率は 16.4% となっており、年々、増加する傾向にあるが、そのうち介護保険認定者は 1,360 人、構成比率は 14.8% となっている。言い換えれば、85% を超える高齢者は自立で生活できる比較的元気な方が多いという現状を勘案すると、現在のサービス対象を介護保険対象年齢の 65 歳からの一定の年齢の引き上げはやむを得ないと判断し、その年齢を他のサービスとの均衡を図る上からも 70 歳に設定すべきと考える。

ただし、年齢引き上げに伴い対象外となる 65 歳から 69 歳の方については、身体上や世帯状況に配慮した柔軟な対応が必要である。また、利用者負担についても、現行除雪サービスだけが導入されているが、負担の均衡を図る上から収入状況を勘案した負担基準の統一化が必要である。

2 敬老会交付金事業

毎年、9月に地域町内会で主催する敬老会に出席した70歳以上の高齢者に対して一人当たり1,300円を支給する本事業は、今後も、地域福祉の推進を図る上で、積極的に地域で高齢者の知識と活力を共有するとともに敬老意識の高揚を図る点から継続することが必要と考える。

しかし、本年4月1日現在で70歳以上高齢者が6,300人を超え、年々対象者数が増加する中で、交付総額も右肩上がりです昇するほか、主催する町内会側も開催会場の確保が難しくなっている状況などを考慮し、本事業を持続していく上で、対象年齢を5歳まで引き上げ75歳以上に設定することがやむを得ないものとする。

ただし、年齢引き上げには、敬老会の出席を楽しみにしている高齢者が多い実態を考慮し、1歳刻みで段階的に引き上げるなど5年間の経過措置をとることが必要と考える。

また、敬老会への参加者数や欠席者への対応などに実施団体間で差異があることも見受けられるため、本交付金の取扱いについては、より公平性を確保するため、一定の基準を設けるなどの措置が必要と考える。

3 ミドルステイ事業

介護保険制度の短期入所サービスとの組み合わせで最長3ヶ月までの入所に係る利用者負担分を給付するミドルステイ事業は、平成14年1月の介護保険制度改正により、月毎の利用可能期間が拡大され、月毎に延長する利用者負担の日数も大幅に減少し、年々利用実績が低下している現状下では、全額利用者負担としても大きな負担とならないことから、本事業は廃止しても特に支障ないものとする。

ただし、本事業に係る本部会の意見は、本年中に再開が予定されている「石狩市介護保険事業計画等作成委員会」においても、その旨を報告し意見を求めることが必要と考える。

4 長寿祝金交付事業

毎年、9月1日の基準日より、70歳・77歳・88歳・99歳・100歳の節目年齢者に祝金を支給してきた本事業は、平均寿命の伸長とともに年々対象者数や事業費が増加し、平成27年度には総支給対象者が1,600人を、支給総額も20,000千円を超えると推計されている。

また、「高齢社会」の進展とともに70歳代ではまだまだ現役が多いなど社会全体の長寿に対するイメージも大きく変化してきている。

こうした状況の中でこれからの福祉施策は、効率的かつ有効な財政運営が求められることから、これまで「長年の社会発展に寄与してこられた人生の先輩たちの労に感謝の意を表す」という目的で、毎年、70歳の古希をはじめとした節目年齢対象者に一律現金を支給する現行制度に対しては、今後の高齢者福祉制度としての積極的意義を見出せず、制度の廃止や縮小という展望もやむを得ない状況と判断し、100歳以上に毎年贈呈していた記念品とあわせて全廃する必要がある。

ただし、100歳については、全国的には既に20,000人を超す状況ではあるが、人生の大きな節目年齢であることから、引き続き「長寿のお祝い」として年齢到達時に記念品等を贈呈することが望ましい。

なお、事業の廃止にあたっては、平成12年度にそれまでの「敬老年金制度」から現行の「長寿祝金制度」へ変更した経緯・経過を考慮し、また、市民への周知をできるだけ図る必要から激減緩和として17年度の70歳廃止を始めとして、以降18年度には77歳、19年度は88歳、20年度は99歳、21年度に100歳の現金給付を廃止するなど段階的な経過措置を講じる必要がある。

また、この段階的経過措置の間においても、これまでの現金給付から貴重な財源としての事業費をできるだけ地元に戻元し、経済の活性化を図る観点から「商品券又は記念品」に改めることが必要である。

5 高齢者入浴利用券交付事業

毎年、70歳以上の在宅高齢者に保養センター「番屋の湯」の無料入浴利用券を年間最大12枚交付している本事業は、市内唯一の温泉施設を有効活用し、健康増進と生きがい対策を図る上からも今後も継続していくことが必要である。

しかしながら、今後、事業を安定的かつ持続的サービスとしていくには、「応益負担」の観点から負担の公平を図ることが必要であり、今後については、一定の利用者負担導入もやむを得ない状況と判断する。

また、具体的な負担額などについては、できるだけ利用者に大きな負担とならないように慎重に取り進めるべきであるが、一般の入浴料金600円を勘案し、概ね1回あたり100円程度が妥当であると考える。

なお、今後の本事業のあり方については、健康の増進や生きがいの向上に繋がる事業効果を高める手段として「事業効果の分析」の研究や利用促進に向けた「高齢者料金設定」など多角的な検討が必要と考える。

6 バスカード交付事業

本事業も、入浴券交付事業と同様に70歳以上という年齢枠で一律交付していることから、対象者の増加とともに事業費が増大するなど、これからの福祉サービスを考えるとき制度的問題を抱えており、基本的には事業の存続についての審議を深める時期ではあるが、市内唯一の公共交通機関であり、他に新しい交通システムが確立されていない現状では、高齢者の外出を促進する上で事業の継続は当面やむを得ないと判断する。ただし、事業としては、早急な改善が必要であることから、概ね3年を目処に引き続きシステムの変更を含めた見直しの再検討をすることを切望する。

また、これまで高齢者専用カードの活用など事業の有効かつ適正な運用に向け改善されてきているが、交付されたすべてのカードが本来の事業として有効に使用されているかどうか確認できないという制度的欠陥を補うためには、5,000円カードを3,000円の割引券(3,000円カードの場合は2,000円)で直接利用者に購入してもらうなど一部利用者負担を導入しながら財政的に有効な運用することが望ましい。

なお、この場合において現在、市内購入場所が1ヶ所であることから利用者の利便を図る手法をバス会社と十分協議することが必要である。

7 消融雪機器設置費補助事業

高齢者に対する冬期間の除雪労力負担軽減のために融雪槽やロードヒティングなどの消融雪機器設置に係る経費の一部を補助・貸付する本事業は、これまでの累計補助台数が742基となっており、消融雪機器の普及という面では十分その使命を果たしてと見え、事業を廃止し、一般貸付金制度へ統合することが望ましい時期と考える。

なお、事業廃止にあたっては、一人暮らし等高齢者など除雪困難世帯に対する対策の強化として、現在、市の除雪のあり方を審議中の「雪対策市民協議会」との連携を取りながら、既存の除雪サービスの充実や新たな除雪対策事業の創設などを十分検討した上で取り進める必要がある。

8 憩の家・寿の家管理運営事業

現在、両施設とも入浴は無料であるが、他の事業と同様に、「応益負担」として負担の公平を図り、事業の安定化と持続化を図るためにも、一定の利用者負担導入はやむを得ないと判断する。

なお、具体的な負担額や実施時期については、他の類似施設との整合性を図りながら取り進める必要があり、また、取り進めにあたっては、利用者に対して十分理解を得られるように対応することが望ましい。

事業見直し内容一覧

事業名	現 行 (対象年齢・世帯構成等)	見直し案	備 考
除雪サービス	65歳以上、一人暮らし 及び高齢者夫婦世帯	70歳以上、一人暮らし 及び高齢者夫婦世帯	負担基準の統一化 年齢に満たない場合でも 身体的状況等配慮
緊急サービス	65歳以上一人暮らし高 齢者	70歳以上一人暮らし 高齢者	利用者負担導入検討 負担基準の統一化
訪問サービス	65歳以上一人暮らし高 齢者	70歳以上一人暮らし 高齢者	利用者負担導入検討 負担基準の統一化
敬老会交付金	対象者70歳以上	対象者75歳以上	段階的年齢引き上げの 経過措置
ミドルスティ	介護保険の短期入所サー ビスとあわせて最長3ヶ月 入所可能	事業廃止	
長寿祝金	70・77・88・99・100 歳の節目年齢者にそれぞ れ現金を交付	17年度の70歳廃止から 以降順次段階的に廃止・ 縮小し、21年度に全廃	100歳到達者に記念品 現金給付から商品券又は 記念品へ
入浴利用券	毎年70歳以上に年間最大 12枚の無料入浴券を交付	入浴1回につき100円程 度を負担してもらう割引 券を一律12枚交付	今後、事業効果を高める 多角的検討要す
バスカード	毎年70歳以上に3,000 円(10月1日より2,000 円)のバスカードを交付	事業継続するも5,000 円カードを3,000円割引 の券を交付し、利用者に 直接購入してもらう方法 に改める	3年後を目処にシステム の変更を含めた見直しの 再検討を要す
消融雪機器	消融雪機器の設置に係る 経費の一部を65歳以上 高齢者のいる世帯に対し て補助・貸付	事業を廃止し、消融雪機 器設置に係る経費の負担 減は今後、一般貸付制度 へ統合	除雪困難高齢者世帯の 対策の強化を市全体の 雪対策事業として検討 を要す
憩の家・寿の家	入浴に対して無料	入浴1回につき一部利 用者負担を導入	負担額や実施時期は他 の類似施設との整合性 を図ることを要す